



作成日：2011年7月7日
改定日：2012年6月11日

製品安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 : ジンクパテ ST 主剤

会社名 : 日新インダストリー株式会社

住所 : 東京都新宿区西早稲田 2-15-11

担当部門 : 品質管理部

電話番号 : 03-3209-2181

緊急連絡電話番号 : 03-3209-2181

FAX 番号 : 03-3232-6953

メールアドレス : info@nissin-industry.jp

種類 : 亜鉛めっき補修剤

推奨用途及び使用上の制限 : 主に屋内、屋外の金属製品用

整理番号 : NIS-ZP001

2. 危険有害性の要約

重要危険有害性
有害性 :

特定の危険有害性 :

GHS 分類

物理化学的危険性 : 可燃性固体：区分2
水反応可燃性物質：区分3

他の物理化学的危険性 :

健康及び環境に対する有害性 : 皮膚腐食性／刺激性 区分2
目に対する重篤な損傷性／刺激性 区分2
皮膚感作性 区分1
特定標的臓器毒性（単回暴露） 区分1
水生環境有害性（急性） 区分2
水生環境有害性（慢性） 区分2

ラベル要素

絵表記 :

注意喚起語 : 警告

危険有害性情報 : 可燃性固体
水反応可燃性物質
水に触れると可燃性／引火性ガスを発生する
皮膚刺激
強い眼刺激
アレルギー性皮膚反応を起こす恐れ
臓器の障害のおそれ
水生生物に毒性
長期的影響により水生生物に有害

注意書き
安全対策 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
保護手袋、保護着、保護眼鏡、保護面を着用すること。
取り扱い後は手をよく洗うこと。
粉塵／ヒューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。

- 熱／火花／裸火／高温のような着火源から遠ざけること。
 環境への放出を避けること。
 汚染された衣類を再使用する場合には洗浄すること。
 湿気を遮断し、不活性ガス下で取り扱うこと。
 防爆型の電気機器／換気装置／照明器具を使用すること。
- 救急措置 : 皮膚に付いた場合は、大量の水と石鹼で洗うこと。
 汚染された衣類は脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと
 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
 漏出物を回収すること。
- 保管 : 容器を密閉して換気の良い場所で施錠して保管すること。
- 廃棄 : 子供の手の届かないところに保管すること
 : 内容物／容器を廃棄するときには、国／地方自治体の規則に従って産業廃棄物として廃棄すること。

3. 組成・成分情報

単一化学物質・混合物の区別 : 混合物

| 化学名または一般名 | 含有率(%) | CAS No. | 備考 | | | |
|-------------------|--------|------------|-----|-----|-----|-----|
| | | | (1) | (2) | (3) | (4) |
| 亜鉛粉末 | 80～90 | 7440-66-6 | — | — | — | C |
| ビスフェノール A 型エポキシ樹脂 | 10～20 | 25068-38-6 | — | — | — | — |
| 変性エポキシ樹脂 | 1～5 | 非公開 | — | — | — | — |

- ※注釈 (1)は官報公示整理番号
 (2)は安衛法 57 条の 2 にかかわる施工令別表第 9 の通知対象物に該当する号の番号
 (3)は PRTR 法施工令別表の指定化学物質に該当する種と号の番号
 (4)は自治体（都道府県、政令指定都市）独自設定の PRTR 対象物質（国が定める PRTR 法対象物質を除く）
 A)堺市、大阪府
 B)さいたま市、茨城県、群馬県、堺市、埼玉県、千葉県、大阪府、東京都、福島県
 C)千葉県

4. 応急処置

下記の応急措置を施すとともに、直ちに医師に連絡をとりその指示に従う。

- 吸入した場合 : 患者を直ちに空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。
 皮膚を速やかに洗浄すること。
 皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
 汚染された衣類を再利用する前に洗濯すること。
- 眼に入った場合 : 可能であればコンタクトレンズを外し、すぐに多量の綺麗な流水で 15 分間以上洗浄すること。
- 飲み込んだ場合 : 患者に意識のある場合は、水かぬるま湯で口を濯ぐ程度で何も与えないこと。意識的に吐かせずに安静にさせること。無理に吐かせると肺に入って化学性肺炎等を起こす危険性がある。尚、患者に意識のない場合は、口から何も与えないこと。

※以上、いかなる場合においても、直ちに医師に連絡して、必ず診断を受けてください。

5. 火災時の措置

- 初期対応 : 人を直ちに風上の安全な場所へ避難させ、消防署等へ連絡し、火災現場へはむやみに立ち入らせない。
- 消火剤 : 粉末、乾燥砂など
- 特定の消火方法 : 初期消火を行う場合は、必ず保護眼鏡や空気呼吸器等の安全設備を着用して、風上より作業を行う。災害の拡大要素となる燃料供給源を断ち、移動可能な可燃物は速やかに安全な場所へ移動させる。
水を消火に用いてはならない。

6. 漏出時の措置

- ・直ちに、すべての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
- ・危険な現場を分離して無関係者および保護具未着用者の出入りを禁止する。
- ・回収作業を行う場合には、保護具（特別個人保護具、自給式呼吸器等）を設備、着用して、風上より作業を行う。
- ・適切な保護具を着用していないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
- ・低地から離れる。
- ・河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
- ・環境中に放出してはならない。
- ・漏洩物を下水や排水口、側溝等へは、決して流さない。

7. 取り扱い及び保管上の注意

関係法規に準拠して作業する。

- 取扱い : 必ず保護眼鏡、保護手袋、保護マスク等を着用して、出来る限り皮膚に触れないように注意して作業する。
取扱い後は手洗い、うがい、鼻孔の洗浄等を十分に行い、衣服等に付着した場合には直ちに着替えること。尚、汚れた衣類等は必ず洗濯してから再着用すること。汚れたままの衣類等の再着用はやめること。
屋外又は換気の良い区域のみで使用すること。
接触、吸入又は飲み込まないこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
取り扱い後はよく手を洗うこと。
- 保管 : 出来るだけ涼しく直射日光の当たらない一定の場所を定めて、完全に蓋をして保管する。
容器は常に蓋を上にして置き、使用済み容器については一定の場所を定めて集積する。
盗難を防止するため、倉庫等には必ず鍵をして保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

- 設備対策 : この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には、洗眼器と安全シャワーを設置すること。
換気設備を設置すること。
機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。
- 許容濃度
管理濃度 : 設定されていない
- 保護具
呼吸器の保護具 : 有機ガス用防毒マスクを着用する。
密閉された場所では送気マスクを着用する。
- 皮膚の保護具 : 保護手袋・保護衣、保護長靴を着用する。
- 目の保護具 : 保護眼鏡を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

製品として

物理的状态

| | |
|-----|-----------|
| 形状 | : パテ状 |
| 色 | : シルバーグレー |
| 密度 | : データなし |
| 引火点 | : データなし |
| 臭い | : 無臭 |

10. 安定性及び反応性

| | |
|---------|--|
| 危険有害反応性 | : 自己反応性なし |
| 避けるべき条件 | : データなし |
| 混触危険物質 | : 酸化剤、水、酸、アルカリ、アミン、空気中の湿気、エポキシ樹脂硬化剤、重合開始触媒 |
| 安定性 | : 常温・常圧で安定 |
| 分解生成物 | : 一酸化炭素 |

11. 有害性情報

急性毒性

| | | |
|----------------------|-----------------|-------------|
| ビスフェノール A 型エポキシ (液状) | : LD50 (経口) マウス | 15600mg/kg |
| | : LD50 (経口) ウサギ | 19800mg/kg |
| | : LD50 (経皮) マウス | >1270mg/kg |
| | : LD50 (経皮) ラット | >1200mg/kg |
| | : LD50 (経皮) ウサギ | >23000mg/kg |

製品に対する有害性情報 : 製品としての安全性試験は行っていない。

12. 環境影響情報

漏洩時、廃棄などの際には注意を守ること。

13. 廃棄上の注意

- ・中身を密閉式の焼却炉で燃やすと爆発の危険性があるので絶対に焼却しないこと。
- ・中身を燃やすと有害なガスを発生する恐れがあるので絶対に焼却しないこと。
- ・中身は、特別管理産業廃棄物に該当するので、産業廃棄物処理法に基づき所定の手続きを踏まえたうえで専門の産業廃棄物処理業者に委託して廃棄処理する。
- ・容器は、中身を完全に使い切って、缶内部を完全に乾かしてから廃棄処理する。
- ・中身を排水溝に流したり、山林や河川、海などの場所への不法廃棄は絶対にしないこと。

14. 輸送上の注意

| | |
|------|---|
| 共通 | : 取扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。 運搬に際しては容器を 40℃以下に保ち、転倒、落下並びに損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に言う。 |
| 陸上輸送 | : 消防法、労働安全衛生法、劇毒法に該当する場合は、法令の輸送について定めるところに従う。 |
| 海上輸送 | : 船舶安全法に定めるところに従う。 |
| 航空輸送 | : 航空法に定めるところに従う。 |
| 国連番号 | : 1325 |
| 指針番号 | : 133 |

15. 適用法令

| | |
|---------|---|
| 労働安全衛生法 | : 変異原性が認められた化学物質 |
| 消防法 | : 危険物 第2類可燃性固体 危険物等級Ⅲ 混載禁止 : ①消防法危険物第1類物質及び第3類物質及び第6 |

| | |
|---------------|---------------------|
| 化審法 | ： 類物質 ②高圧ガス |
| 船舶安全法 | ： 化審法 優先評価化学物質を含む |
| 航空法 | ： 可燃性物質類 |
| 労働基準法 | ： 輸送許容物件 9. 有害物質 |
| 化学物質排出把握管理促進法 | ： 疾病化学物質 該当 (感作性物質) |

16. その他の情報

本文章は製品の安全情報を記したものです。品質保持上の諸要件については、技術資料、仕様書等をご参照下さい。
危険有害性の評価は必ずしも充分ではありませんので取扱いには充分注意して下さい。